

始長障福第 795 号
令和 7 年 9 月 17 日

関係 障害者（児）サービス提供事業所 各位

始良市長寿・障害福祉課長

契約内容報告書の提出の省略について

日頃より、本市福祉行政にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、本年 7 月に「介護給付費等に係る支給決定事務等について」の改正が行われ、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとなりました（【別添 1】「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について）（令和 7 年 7 月 30 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）。

この改正を受け、本市は、審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託していることから、検討の結果、今後は各事業所からの契約内容報告書の提出を省略することといたします。

本改正内容は、【別添 2】「障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について」（令和 7 年 8 月 8 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）においても示されているものであり、「障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務において、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から伝送される請求明細書情報において契約内容の確認が可能である」ことが、改正理由の一つとして触れられております。

このような趣旨を踏まえ、今後の新たな契約に限らず、現時点で未提出である過去の契約内容に係るものについても、報告書の提出を省略することとします。

なお、国保連から伝送される請求明細書情報において契約内容の確認ができない場合などには、やむを得ず契約内容報告書の提出を求めることがあることを申し添えます。

【問合せ先】

始良市役所 福祉部
長寿・障害福祉課 障害者福祉係
☎（0995）55-8140（直通）

事 務 連 絡
令和 7 年 7 月 30 日

各 都道府県 障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について

平素より、障害保健福祉行政の推進に格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

今般、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」について、別添のとおり改正しましたので、内容を御確認の上、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

【主な改正点】

○市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとする改正。

※本改正の趣旨や留意事項等をお示しする通知を別途発出する予定。

○就労選択支援の施行に伴う改正（様式第 1 号、様式第 7 号）。

○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 202 号）による「低所得 1」の区分の判定条件の改正に伴う改正（様式第 1 号、様式第 7 号）。

区分ごとの一月当たりの決定支給量を確認する。

その決定支給量の範囲内で、当該事業者が提供する区分ごとの契約支給量について、障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄に、事業者及びその事業所の名称、区分並びに契約日を併せて記入する。なお、事業者記入欄は、番号順に記入し、一の欄には一の区分のみを記入することとする。

(2) 利用者が複数の事業者と契約する場合

既に一の事業者が、障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄に契約支給量を記入している区分について、後に、別の事業者が同一区分で契約しようとする場合は、決定支給量から既に記入されている契約支給量を差し引いた残りの決定支給量の範囲内において契約を締結し、契約支給量を記入する。

(例) 支給決定障害者等（決定支給量 100）が A 事業者及び B 事業者の順に契約する場合

- ・ 支給決定障害者等と A 事業者が、契約支給量 30 で契約した後に、同一区分において、支給決定障害者等と B 事業者が契約できる契約支給量は、
（決定支給量 100 - A 事業者との契約支給量 30）の計算で算出される 70 の範囲内となる。
- ・ 上記に基づいて契約された契約支給量を B 事業者が受給者証の事業者記入欄に記入する。

(3) 契約内容の報告

事業者は、支給決定障害者等と契約（契約支給量の変更契約を含む。）をしたときは、契約内容（障害福祉サービス受給者証記載事項）報告書により、市町村に次に掲げる事項を遅滞なく報告する（詳細はⅢ参照）。ただし、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができる。

ア 障害福祉サービス受給者証の事業者記入欄の番号

イ サービス内容

ウ 契約支給量

エ 契約日

オ その他必要事項

(4) 支給管理台帳による管理

事務連絡
令和 7 年 8 月 8 日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市

障害保健福祉・児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

障害福祉分野における手続負担の軽減及び生産性向上に向けた取組について

「規制改革実施計画」（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）及び「規制改革実施計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）に基づく障害福祉分野における申請・届出等に関する手続負担の軽減並びに「規制改革実施計画」（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）に基づく障害福祉サービス等事業者の合併、事業譲渡等に係る手続負担の軽減に向けた取組（以下「規制改革実施計画」に基づく手続負担の軽減に向けた取組」という。）について整理するとともに、今般、公表した障害福祉分野における「省力化投資促進プラン」についてお知らせします。

ついては、下記の内容について御了知の上、障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減及び生産性向上の推進に取り組むとともに、貴管内市町村、障害福祉サービス事業所等への周知等をお願いします。

各内容の要点については、枠囲み部分にお示ししましたので、理解の一助としてください。

なお、この事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言として発出するものです。

記

1. 標準様式等の活用について

1.1. 標準様式の改正に関する見通し

- ✓ 指定申請等の標準様式について、令和 7 年 9 月中を目途に改正する見込みです。

2.4. 契約内容の報告

- ✓ 審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略できることとしました。
- ✓ 契約内容報告書の提出の要否について見直しを検討してください。

令和7年7月30日、「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下「事務処理要領」という。）の改正を行い、市町村が審査支払事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合であって、契約内容情報を別途管理する必要がない場合には、市町村の判断により、契約内容報告書の提出を省略することができることとしました（「介護給付費等に係る支給決定事務等について」等の一部改正について」（令和7年7月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、こども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡））。

令和6年度報告書によると、契約内容の報告について、8割以上の自治体が契約内容報告書の提出を求める一方で、そのうち、半数の自治体が提出された契約内容報告書を活用していないことが明らかになりました。

契約内容の報告については、契約支給量を把握するとともに、利用者が複数の事業者と契約する場合であっても、決定支給量の範囲内において契約を締結していることを確認するために必要な手続で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第10条第3項及び第53条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第8条第3項並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第13条第3項の規定において義務づけられています。

その一方で、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務において、国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から伝送される請求明細書情報において契約内容の確認が可能であるとの指摘もなされています。

こうした状況を踏まえ、審査支払事務において国保連から提供される情報で契約内容を確認できる場合に契約内容報告書の提出を省略できるようにするため、事務処理要領の改正を行ったところです。

各自治体におかれては、この改正を踏まえ、契約内容報告書の提出の要否についての見直しを御検討くださいますようお願いいたします。

3. 事業者要望専用窓口

- ✓ 事業者要望専用窓口に提出された要望等を厚生労働省のウェブサイトに掲載しました。